

法学未修者教育（法科大学院教育全体の質向上を含む）に係る過去の報告等の抜粋
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/index.html

1. 法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）（平成 21 年 4 月 17 日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1261059.htm

第 1 入学者の質と多様性の確保

4. 多様な人材の確保

○ 今後、より多くの多様な経験を有する優秀な社会人学生の法科大学院への入学を促進するため、入学者選抜方法における社会人に対する一定の配慮のみならず、夜間コースの設定や長期履修コースの運用により、働きながら学修できる環境を整備するとともに、より一層社会人、他学部出身者を法科大学院に受け入れるためには、法学未修者コースにおけるカリキュラムや授業内容・方法の改善にさらに努めるべきである。

○ 社会人等の多様な人材を確保するため奨学金の充実が求められ、社会人入学者等につき、大学院の課程全体における家計基準の合理化など公的奨学金制度のさらなる充実が図られるべきである。

第 2 修了者の質の保証

1. 共通的な到達目標の設定と達成度評価方法

○ 将来の法曹として、法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力を明確にし、偏りのない学修を確保することにより修了者の質を保証するため、すべての法科大学院における共通的な到達目標を策定する必要があり、それによって各法科大学院における教育内容・方法の一層の改善を促進することが望まれる。

○ 今回、共通的な到達目標を策定すべき科目は、法律基本科目及び法律実務基礎科目とし、そこに掲げられるべき質・能力については、将来の法曹として必要な基礎的な理解、体系的な法的思考能力、創造的・批判的思考能力、事例分析能力及び論理的表現能力といった幅広い内容とすることが適当である。

○ 共通的な到達目標の水準は、すべての法科大学院における学修として共通に必要な水準（ミニマム・スタンダード）を定めるものであり、各法科大学院においては、それぞれの教育理念に則り、創意工夫によって、共通的な到達目標を超える到達目標を設定することが強く期待される。

○ 共通的な到達目標の内容は、法改正などの法的状況や社会的環境の変化あるいは学問分野の進展などに応じて適宜変更されるべきであり、少なくとも 5 年ごとに 1 回程度の見直しが行われる必要がある。

○ 各法科大学院は、修了者の共通的な到達目標の達成度を評価するため、厳格な成績評価による単位認定・進級判定及び修了認定に取り組むとともに、各認証評価機関においては、法科大学院修了者の共通的な到達目標の達成に向けた各法科大学院の取組を適切に評価することが期待される。

2. 教育内容の充実と厳格な成績評価・修了認定の徹底

(1) 法律基本科目の基礎的な学修の確保

○ 今後、法学未修者の教育をより一層充実させるため、司法制度改革の理念・趣旨に反して法律基本科目以外の授業科目群を軽視することにならないよう十分に留意しながら、授業科目やその内容について、各科目群（法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目）に即して適切な科目区分整理を行い、偏りのない履修・学修の確保に配慮しつつ、法律基本科目の質的充実はもとより量的充実を図る必要がある。

○ とりわけ、法学未修者 1 年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、各法科大学院が法律

基本科目の単位数を6単位程度増加させ、これを1年次に配当することを可能にする必要がある。その場合、自学自習時間の確保などに配慮するため、履修登録単位数の上限を36単位とするこれまでの考え方を原則として維持しながら、法学未修者1年次については、これを最大42単位とすることを認める弾力的な取扱いが必要である。この取扱いが、法学未修者1年次における法律基本科目の充実を図る趣旨であることに鑑み、法学未修者の修了要件単位数についても、各法科大学院がこれを増加させることができるような弾力的な取扱いを行う必要がある。

○ 法学未修者1年次においては、法学の基礎知識の定着とともに、法的思考力の修得が求められていることから、授業の実施については、同一の授業科目の中でも、学修のテーマや学生の習熟度に応じて、双方向・多方向的な授業方法を基本としつつ、講義形式による授業方法との適切な組み合わせを行うなど、授業方法の一層の工夫が必要である。

○ 法学未修者1年次における基本分野の法律に関する基礎的な学修は、2年次以降の学修の前提となるものであるから、1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行われる必要がある。

○ 認証評価機関における評価に当たっても、上記の単位数や教育方法の考え方に従い、法律基本科目に関わる評価基準や解釈指針及びその適用の在り方について、今後の検討が必要である。

また、正課の授業以外においても、法科大学院の教員によるオフィスアワーなどにおける学修指導、上級年次の法科大学院生や修了者によるメンターないしチューター制度の活用やT A（ティーチング・アシスタント）によるサポートなど、とりわけ法学未修者1年次の自学自習を支援する体制の充実も図られるべきである。

第3 教育体制の充実

1. 質の高い専任教員の確保

○ 各法科大学院においては、法律基本科目をはじめとする法科大学院の教育上主要な科目について、年齢構成にも配慮しながら、適切に専任教員を配置し、十分な教育体制を確保すべきである。

○ 平成25年度まで認められている学部等との専任教員数のダブルカウントの暫定措置については、延長しないこととする。各法科大学院においては、可能な限り早いうちに自主的にこれを解消することが望まれる。

○ 認証評価機関による評価においては、当該分野の状況などを踏まえながら、教員の資質・能力・実績について、適切に評価が行われることが期待される。

2. 法曹養成制度に関する「論点整理」(平成 24 年 5 月)

※「法曹の養成に関するフォーラム」(平成 23 年 5 月に関係 6 大臣(内閣官房、総務省、法務省、財務省、文部科学省、経済産業省)の申し合わせにより、法曹の養成に関する制度の在り方について検討することを目的として政府内に設置)

<http://www.moj.go.jp/content/000098132.pdf>

第 1 法曹有資格者の活動領域の在り方

【本論点の説明】

司法制度改革審議会意見書では、「法の支配」を全国あまねく実現するため、弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに、弁護士が、公的機関、企業、国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘された。

これを踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大の状況や法曹に対する需要の現状及びこれまでの取組の状況等を検討し、そこで明らかになった課題を整理しつつ、弁護士の地域的偏在の解消等そのニーズに即した活動領域の在り方や、弁護士を始めとする法曹有資格者(※)の需要が見込まれる官公庁、企業、海外展開等への活動領域拡大のための方策について検討する必要がある。

第 3 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成制度の理念と現状

(3) 法曹の多様性の確保

【本論点の説明】

司法制度改革審議会意見書では、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要があるとされた。しかし、法科大学院の志願者が大幅に減少する中で、法学部の学生以外の志望者も減少しており、司法制度改革の理念の実現に支障が生じているとの問題点も挙げられていることから、法曹養成制度の在り方の検討に当たっては、法曹の多様性の確保の観点からも検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

・本論点に関連して、次のような意見が述べられた。

○ 多様性の確保の理念が実現していないのは、残念なことである。様々な経験を有する者が法曹となるのは重要なことであり、これを実現するための方策を検討していくべきである。法曹を志願することを躊躇する原因の一つとして、司法試験の合格率が低いことがあると考えられることから、多様性を確保する観点からも、合格率の上昇に資するような方策を検討することが重要である。

○ 第 3 の 1 (2) に記載している法曹を志願しなくなる者が増えている原因は、特に志願者の多様性を確保することの阻害要因として顕著なものであると考えられる。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

法科大学院の志願者が大幅に減少する中で、法学部の学生以外の志望者も減少しており、多様な人材を多数法曹に受け入れるとの理念の実現に支障が生じている。

第3 法曹養成制度の在り方

2 法科大学院について

(4) 法学未修者の教育

【本論点の説明】

法学未修者の司法試験合格率が法学既修者のそれと比べて低いことなどを背景として、法学未修者に関する教育の在り方について様々な意見があるため、法学未修者の教育について検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

1 これまでの文部科学省等における取組

特別委員会報告等を踏まえ、平成22年に文部科学省令を改正し、法学未修者1年次の法律基本科目の履修登録単位数を6単位まで増加可能とするとともに、主要な法律基本科目及び法律実務基礎科目について、法科大学院修了者が共通的に備えておくべき能力の到達目標を設定する、成績・進級判定を厳格化するなどの取組を行ってきた。

2 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。

- 法学未修者が1年間で法学既修者と同じレベルになるという想定で教育を受けさせる仕組みには無理があり、法科大学院のカリキュラムの在り方について、何らかの形で見直す必要がある。
- 現在の司法試験の科目数、出題の範囲、問題の質、評価の基準を前提とすると、法科大学院入学後初めて法律を学修する法学未修者が、3年間の学習で司法試験に対応することは困難である。
- 現行の法学未修者3年、法学既修者2年という仕組みは、絶対的で確定的なものとしてつくられたものではないのであるから、この枠組み自体をも含めて見直す必要があるかの検討をすることも考えられる。
- 一口に法学未修者と言っても、法学部出身者も多く含まれる一方、純粋な法学未修者もいるなど様々な者がいる上、純粋な法学未修者でも、トップクラスになる者もいる一方で、法学になかなか適合せず時間を要する者もいるなど、習得の進度についても人それぞれであるため、法学未修者の教育期間を単に長くすればよいという問題ではなく、個人の特性に合わせて柔軟なメニューを用意していく必要がある。
- 法学未修者教育については、学生の自学自習を支援する個別サポートの体制を図ることも考えられる。
- 法学未修者の中に多数の法学部出身者がいること自体、法学未修者コースの本来の趣旨から外れているように思われるが、法律を全く勉強していなかった純粋な法学未修者が、法科大学院に入学できる枠を狭めることのないようにする必要がある。
- 法学未修者の選抜は難しく、広く入学させて、プロセスの中で進級認定・修了認定を厳しくして絞り込んでいくという方法も一つの考え方である。ただし、この場合にも、法科大学院に入学したものの、修了すらできない人たちを大量に作り出すことについて、どのように対処すべきかとの問題はあ

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

- 法学未修者の最終合格率・短答式試験合格率は、いずれも法学部出身者が非法学部出身者を下回っていることや、多様性の拡大のために法学部以外の学部出身者や社会人等に門戸を開くという法学未修者コースの本来の趣旨からすると、法学未修者は、非法学部出身者に限定し、その教育内容を充実させるのが相当ではないかとの意見があった。この意見に対しては、各大学の法学部の形態は多様であり、法学部出身者であっても、法律学の修業程度に差異があることに留意する必要があるとの意見があった。

○ 現在のように、法学未修者が1年間で法学既修者のレベルに追いつくという制度設計にはそもそも無理があるのではないかとの観点から、法科大学院の入学者を法学既修者に限定し、法学未修者は、大学卒業後に再度法学部3年次などに入学（いわゆる学士入学）し、法律学の基礎的な教育を受けた上で法科大学院に進学させるという制度も考えられるのではないかとの意見があった。

この意見に対しては、法学未修者教育の充実のため、平成22年3月に専門職大学院設置基準が改正され、法学未修者1年次における法律基本科目の6単位程度増加を可能とするなどの措置が講じられたことから、その改善状況を見定める必要があるのではないかとの意見や、法学未修者は、3年間で法学既修者のレベルに追いつけばよいのであり、それは、共通的な到達目標を適切に設定するとともに、教育内容の充実を図ることで可能なのではないかとの意見、3年間で法学既修者を凌ぐ成果を挙げている法学未修者もいるのだから、一律に学士入学を強いるのではなく、必要に応じて長期履修を認めるなど、法科大学院教育の柔軟化で対応すべきではないかとの意見があった。

○ 特別委員会報告のとおり、法学未修者1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行われる必要があり、法学未修者（特に社会人）が自己の客観的な到達水準を認識し、自らの進路を検討する機会を与えるという観点からも、法学未修者が2年次に進級する際、全法科大学院統一の試験を実施してはどうかとの意見があった。

この意見に対しては、各法科大学院のカリキュラムは各法科大学院が創意工夫により編成するものであり、授業科目の学年配置などが異なるため、全法科大学院統一の試験の実施は難しいのではないかとの意見があった。

○ 法学未修者教育の充実のため、1年次法学未修者について、全法科大学院統一のテキストを作成し、教育能力が高い教員による授業を全国配信してはどうかとの意見があった。

この意見に対しては、授業の全国配信は、法科大学院における教育方法について、「少人数教育を基本とし、双方向的・多方向的で密度の濃いものとすべきである。」とした審議会意見と相容れないのではないか、各法科大学院がそれぞれの教育理念・目標の下に自主性・創造性を持ってカリキュラムを編成し、実施していくという基本理念にそぐわないのではないかとの意見があった。

○ 質の高い教員を確保するため、教員の授業について、一定期間経過後にインターネット上で公開し、外部から検証できるようにしてはどうかとの意見があった。

この意見に対しては、各大学（法科大学院を含む。）は、ピアレビューによる評価や教育の質の確保のために必要な情報公開を行っており、認証評価機関による評価も行われているため、そのような形での各授業の公開までは必要ではなく、適切でもないとの意見があった。

3. 法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）（平成 24 年 7 月 19 日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1323708.htm

2 今後の見直しに関する基本的な考え方

○ その際、法科大学院ごとの状況の違いや地域ごとの実情の違い、法学未修者教育の充実に関する課題の存在、既に講じてきた施策の進捗状況や効果等を踏まえて、きめ細かな改善方策を検討・実施していくべきである。

3. 法学未修者教育の充実

- 着実な取組を実施している法科大学院における法学未修者教育に関する優れた取組の共有化の促進
- 共通的な到達目標モデルを踏まえたカリキュラム策定の促進、夜間開講や 3 年を超える教育課程を設定できる長期履修制度の活用促進、入学前に法的知識・考え方などを学べるようにするための取組の促進
- 入学者選抜、教育期間、教育手法、入学前の教材の開発など法学未修者教育の充実方策の多面的な検討
- 法学未修者教育充実のための新たなワーキング・グループを設置し、改善方策について集中的に検討

第三の取組としては、法学未修者教育の充実方策の実施である。

<法学未修者教育の充実方策の実施>

現状において、制度全体として法学未修者の教育に課題があることは明らかである。一方で、法学未修者教育において着実な成果を上げている法科大学院も存在することから、こうした法科大学院における法学未修者教育についての優れた取組の共有化を図ることが必要である。

また、各法科大学院が共通的な到達目標モデルを踏まえたカリキュラム策定を行うよう、引き続き促していくことが必要である。さらに、社会人等の多様な人材の法科大学院での学修を支援するため、夜間開講や 3 年を超える教育課程を設定することができる長期履修制度の活用を促進するとともに、法科大学院での学修の準備として入学前に法的知識・考え方の基礎などを学べるようにするための取組を促進することが適当である。

このような法科大学院の取組を支援するためにも、入学者選抜において法学未修者の適性を適切に把握する機能の強化、法学未修者コースに入学する非法学部出身者の教育期間の在り方に関する研究、法学未修者に対する効果的な授業の進め方など教育手法の確立、入学前の法学未修者用の教材開発など、法学未修者教育の充実方策について多面的に検討する必要がある。

このため、本特別委員会の下に新たなワーキング・グループを設置して集中的に検討する体制を構築することが必要である。

4. 「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月）（政府の法曹養成制度関係閣僚会議で決定）

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hoso/kettei_siryou04.pdf

第4 法曹養成制度の在り方

2 法科大学院について

(4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を1年以内に検討し、実施準備を行う。

5. 法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について（提言）（平成 26 年 10 月 9 日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1353566.htm

II 今後目指すべき法科大学院の姿

○ また、法学未修者が法律を着実に学ぶことのできる取組の充実や、学部教育の充実と併せて優秀な学生がより短期間で法曹になることのできる途の確保、困難な経済的事情を有する学生等に対する経済的支援の充実が図られることが望まれる。

III 今後取り組むべき改善・充実方策

2. 教育の質の向上について

○ 法科大学院教育における「プロセス教育の確立」のため、以下の方策を実行することを通じて、法曹として不可欠な基礎・基本に関する教育を徹底するとともに、幅広い教養と豊かな人間性の涵養に必要な教育の質向上を図るべきである。

・ 法学未修者について追加が認められている法律基本科目の配当年次の拡大やその単位数の更なる増加を可能とするなど法学未修者教育の充実や、法学既修者をも対象とする共通到達度確認試験（仮称）の導入、指導における司法試験問題等の活用や若手実務家の協力などを通じた法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得の徹底

（1）法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得の徹底について

・ 法学未修者に対して、法曹として共通に必要な法律基本科目を確実に修得させるため、国においては、法学未修者について追加が認められている配当年次の拡大やその単位数の更なる増加を可能とするなどの法令の運用の見直し及び明確化を行っており、各法科大学院は、これを活用するなどして、法学未修者にとって最適と考えられる教育カリキュラムを編成するなど、法学未修者教育の充実を図ることが必要である。

・ また、法曹に必要な法的な知識や思考力等は、全ての法科大学院の学生が修得することを求められることから、法学未修者はもとより法学既修者をも対象として、各法科大学院が客観的かつ厳格に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎となるとともに、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学修到達度を自ら把握し、学修の進め方等を見直すことを可能とする共通の仕組みとして、共通到達度確認試験（仮称）の導入を推進するため、本年度中の試行実施に向け、各法科大学院は国と連携・協力してこれに積極的に取り組むことが必要である。その際、関係閣僚会議決定にあるとおり、共通到達度確認試験（仮称）の結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することをも想定して、その制度設計・実施についての検討が着実に進められることを期待する。

・ さらに、法曹として不可欠な基本的知識・理解を身に付けさせるため、法科大学院における司法試験問題等を適切に活用した指導の在り方について改めて周知を図るとともに、法科大学院を修了して法曹として活躍している若手実務家等に学修指導の上で協力を得ることも有効だと考えられる。

3. 優れた資質を有する志願者の確保について

- 優れた資質を有する志願者が、法科大学院教育を通じて法曹として必要な学識や応用能力等を着実に修得することができるよう、法科大学院では、授業の充実や自学自習のための指導に努めるなど、きめ細やかな教育指導を行う必要がある。
- 加えて、飛び入学制度等を活用した時間的負担の軽減、法曹養成に特化した経済的支援、I C Tを活用した教育連携・教材開発及び広報活動の展開などを通じて、優れた資質を有する志願者の確保に努めるべきである。
- 優れた資質を有する志願者が、法科大学院教育を通じて法曹として必要な学識や応用能力等を着実に修得することができるよう、法科大学院では、授業の充実や自学自習のための指導に努めるなど、個々の学生に応じた柔軟できめ細やかな教育指導を行うことが必要である。
- また、優れた資質を有する志願者が、経済的理由により法科大学院への進学を諦めることのないよう、無利子奨学金、返還月額が修了後の所得に連動するより柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速など、（独）日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業や、授業料の減免措置など給付型支援の充実を図ることが必要である。また、必要に応じて、他の専門職業人養成における取組も参考にしつつ、関係機関との連携による法曹養成に特化した経済的支援の充実方策についても検討すべきである。
- 加えて、働きながら法曹を目指す社会人や地方在住者の実情を踏まえ、I C Tを活用した教育連携・教材開発などについても検討を進めるべきである。

6. 法曹養成制度改革の更なる推進について（平成 27 年 6 月 30 日）（法曹養成制度改革推進会議）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hoso_kaikaku/

第3 法科大学院

2 具体的方策

(2) 教育の質の向上

- 平成 27 年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。
 - ・法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。
 - ・法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し及び学習支援などを促進する。
 - ・その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応じて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。
- 文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組である共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）について、平成 30 年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。
- 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

7. 法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性（平成30年3月13日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/siryo/_icsFiles/afieldfile/2018/06/21/1404919_05_1.pdf

3. 法学未修者教育の質の改善について

（1）新たな質保証プロセスの導入

○ 法科大学院における未修者教育の理念からすると、純粹未修者や実務経験者を数多く未修者コースに受け入れることが望ましいが、現在の状況では、法科大学院入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「3割以上」とする文部科学省告示の基準を維持することは、入学者の質の確保の観点から適切でないため、これを見直すべき*である。（*その後、この方向での制度見直しが行われ、平成30年3月30日に公布、同4月1日から施行されている。）

○ 純粹未修者については、入学者選抜のみでは、法科大学院での3年間の教育により法曹として必要な学識・能力を身に着けさせるための資質・基礎的学力を備えているかを判断するのが困難なところがあるため、進級時に共通到達度確認試験を受けさせることなど、学生の質保証の仕組みを導入・整備することが必要である。なお、共通到達度確認試験については、これに加えて、既修者コースや法学部の学生も受験できるような開放性のあるものとするのが期待される。

○ 法科大学院は、厳格な成績評価及び進級判定を維持しつつ、受け入れた学生が十分な学力を修得して修了することができるよう、個々の学生に応じた柔軟かつきめ細かな指導を行うものとする。日本学生支援機構の奨学金制度においては、卒業延期が確定した者であっても成業の見込みがある者については、所属学校長の判断により再度受給対象となし得るとの取扱いを行っており、各大学においてこれを適切に運用することが期待される。

（2）教育課程

○ 法学未修者に対する教育課程を合理化・効率化するため、例えば法科大学院の法律基本科目と学部におけるこれに相当する科目の共同開講が可能となるよう、他の分野における研究科と学部の共同開講の実例などを参考にし、留意事項を整理し、検討を進めるべきである。

○ 法科大学院入学前の一部科目の先行履修や修了後の支援について、法学未修者に対する教育の仕組みの柔軟化の一環として適切と認められる範囲と内容を明確化し、法科大学院間で好事例による知見を共有しつつ、創意工夫を重ねることが期待される。

○ 若手実務家が正課外で学生に対する学修指導を行う実例が広くみられるようになっているが、特に法学未修者については、若手実務家による、自らの学修経験を踏まえたきめ細かな指導に教育効果が期待される。このような指導の一層の促進のため、若手実務家を専任教員として活用することができるよう、実務家教員の実務経験年数要件（現行おおむね5年以上）について、教育の質が確保されることを前提に、科目の特性も踏まえつつ、見直すことを検討する。

（3）公的支援

○ 法学未修者に対し必要とされる柔軟できめ細かな指導を効果的に行っている法科大学院には、その教育実績に応じ、重点的に支援すべきである。

○ 新しい「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、未修者教育を効果的に行っている法科大学院に対しては、より安定的・継続的に支援することが必要である。その際、手厚い教育体制を確保するため、例えば

複数の法科大学院が連携して未修者教育を実施すること等を促進するものとするべきである。また、法学部の法曹コースに純粹未修者の教育機能を分担させる取組や、多様なバックグラウンドを有する法曹を輩出している法科大学院についても、併せて評価すべきである。

○ 各大学において行われている優れた未修者教育の実例やその手法等を体系化し、共有可能にするとともに、複数の法科大学院が連携して未修者教育を実施することを促進するため、教育課程や入学者選抜の在り方を含めて調査研究を行い、その成果を法科大学院教育に還元する。その他、社会人として十分な実務経験を有する者の入学の促進策をも含め、未修者教育の改善のための必要な支援方策について、地方における法曹養成機能にも配慮しつつ、引き続き検討する。

多様な進路に関する提言

1. 法曹養成制度に関する「論点整理」(平成 24 年 5 月)

※「法曹の養成に関するフォーラム」(平成 23 年 5 月に関係 6 大臣(内閣官房、総務省、法務省、財務省、文部科学省、経済産業省)の申し合わせにより、法曹の養成に関する制度の在り方について検討することを目的として政府内に設置)

<http://www.moj.go.jp/content/000098132.pdf>

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

【本論点の説明】

司法制度改革審議会意見書では、「法の支配」を全国あまなく実現するため、弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに、弁護士が、公的機関、企業、国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘された。

これを踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大の状況や法曹に対する需要の現状及びこれまでの取組の状況等を検討し、そこで明らかになった課題を整理しつつ、弁護士が地域的偏在の解消等そのニーズに即した活動領域の在り方や、弁護士を始めとする法曹有資格者(※)の需要が見込まれる官公庁、企業、海外展開等への活動領域拡大のための方策について検討する必要がある。

2. 「法曹養成制度改革の推進について」(平成 25 年 7 月) (政府の法曹養成制度関係閣僚会議で決定)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hoso/kettei_siryou04.pdf

第2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

3. 法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)(平成 26 年 10 月 9 日)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1353566.htm

II 今後目指すべき法科大学院の姿

○ その結果、法廷活動はもとより民間企業や公務部門等のニーズにも応え、グローバルに活躍できる法曹や、地域の司法サービスや裁判外紛争解決手続(ADR)を担う法曹など、法律実務に携わる高度専門職業人が多数輩出されることが望まれる。

4. 法曹養成制度改革の更なる推進について(平成 27 年 6 月 30 日) (法曹養成制度改革推進会議)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hoso_kaikaku/

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行ってきた。その結果、これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。

2 具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の中で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として認識する機会を得ることにも資するという観点から、実務修習（選択型実務修習）の内容の充実を図ることが期待される。